



令和2年第1回栗山町議会定例会で
次の議案が審議されました。

議案

- ▼令和元年度栗山町一般会計補正予算(第6号)の専決処分
歳入歳出予算に104万円を追加し、総額を92億7475万5千円とするもので、内容は、令和元年台風第19号で被災した姉妹都市、宮城県角田市への追加支援に係る補正です。
- ▼令和元年度栗山町一般会計補正予算(第7号)
歳入歳出予算に3162万4千円を追加し、総額を93億637万9千円とするもので、主な内容は、担い手確保・経営強化支援事業補助金の追加などに係る補正です。
- ▼令和元年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- ▼令和元年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第4号)
歳入歳出予算から4154万4千円を減額し、総額を14億1208万円とするもので、主な内容は、介護サービス費の減額などに係る補正です。
- ▼令和元年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算に375万円を追加し、総額を2億1113万円とするもので、内容は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金の追加に伴う補正です。
- ▼令和元年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算から214万8千円を減額し、総額を2562万2千円とするもので、主な内容は、第4工業団地分譲地の売却

- 実績見込の減に伴う補正です。
- ▼令和元年度栗山町水道事業会計補正予算(第2号)
資本的収入から800万円を減額し、総額を1億7973万3千円、資本的支出から1991万円を減額し、総額を3億9552万3千円とするものです。
- ▼令和元年度栗山町下水道事業会計補正予算(第1号)
下水道事業資本的収入から1億1720万円を減額し、総額を1億8024万7千円、個別排水処理施設事業資本的収入から1157万円を減額し、総額を718万円、下水道事業資本的支出から1億2721万1千円を減額し、総額を4億5907万9千円とするものです。
- ▼令和2年度栗山町一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、北海道介護福祉学校特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、住宅団地造成事業特別会計予算、工業団地造成事業特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算
以上9件は、令和2年度各会計予算審査特別委員会で審議され、本会議において可決されました。

- ▼監査委員設置条例
「地方自治法等の一部を改正する法律」の施行に基づき、監査制度の充実強化を図るため、本条例を制定するものです。
- ▼デジタル手続法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
情報通信技術の活用による行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を一層推進するため、関係条例を改正するものです。
- ▼会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例
本年4月より、会計年度任用職員制度を導入することに伴い、関係条例を改正するものです。
- ▼職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
職員給与に係る住居手当の削減期間を1年間延長するため、関係規定を改正するものです。
- ▼栗山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
放課後児童支援員の認定資格研修修了に係る経過措置を当分の間、延長するため、関係規定を改正するものです。
- ▼栗山町高齢者介護福祉金支給条例の一部を改正する条例
令和2年度における介護保険料

- の見直しに伴い、介護福祉金支給額の見直し等を行うため、関係規定を改正するものです。
- ▼栗山町介護保険条例の一部を改正する条例
消費税率の引き上げに伴い、令和2年度より、低所得者の第1号保険料のさらなる軽減を行うため、関係規定を改正するものです。

- するため、関係規定を改正するものです。
- ▼栗山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
「道路法施行令の一部を改正する政令」に基づき、道路占用料の額等を見直すため、関係規定を改正するものです。
- ▼栗山町公営住宅条例の一部を改正する条例
これまで、公営住宅の入居要件としていた連帯保証人の確保を不要とし、新たに緊急連絡先の届出を求めることとするほか、民法改正等に伴い、債権関係の規定を改正するものです。
- ▼栗山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
「地方自治法等の一部を改正する法律」に基づき、職員の賠償責任の免除に係る規定を改正するものです。

- 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本町の子どもに関する基本理念や各施策の目標、方向性及び具体的取組などについて、令和2年度から5年間の計画を策定するものです。
- ▼町道の認定について
曙団地1号線、2号線、3号線の3路線を町道として認定するものです。
- ▼栗山町第6次総合計画の一部変更について
令和2年度予算に係る「高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に進める」計画事業1件の追加及び、北海道介護福祉学校に関する計画事業1件の事業名を変更するものです。

- して実施する中小企業者等への支援制度に係る補正です。
- ▼栗山町課設置条例の一部を改正する条例
現在、住民保健課で行っている「生活環境保全」及び「交通・防犯」に関する業務を、環境政策課へ移管するため、関係規定を改正するものです。
- ▼北海道介護福祉学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例
令和3年度入学の学生募集から、一般入試に加え、AO入試制度を導入するため、関係規定を改正するものです。

報告

- ▼令和2年度一般財団法人栗山町農業振興公社事業計画の報告について

- ▼栗山町企業立地促進条例の一部を改正する条例
本町において、新たに製造業等の事業を営む者などに対し助成(土地の取得、雇用、水道料)する本条例の適用期限を令和6年度まで延長するため、関係規定を改正するものです。
- ▼栗山町道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例
「道路構造令の一部を改正する政令」に基づき、車道の一部として新たに自転車通行帯を規定

- ▼栗山町水道事業給水条例の一部を改正する条例
「水道法の一部を改正する法律」に基づき、指定給水装置工事事業者の指定において、5年ごとの更新制度を導入するため、関係規定を改正するものです。
- ▼第2期栗山町子ども・子育て支援事業計画について

- ▼令和2年度栗山町一般会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算に23万1千円を追加し、総額を86億3823万1千円とするもので、内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正です。

